低入札価格調査制度事務処理要領 新旧対照表

新(改正後:令和4年8月1日適用)	旧(改正前)
第1 ~ 第17 略	第1 ~ 第17 略
(別添)	(別添)
工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定	工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定
事務処理要領の第3に定める調査基準価格は、次により算出する。	事務処理要領の第3に定める調査基準価格は、次により算出する。
1 電気通信設備工事以外の工事	1 電気通信設備工事以外の工事
(1) 一般的な建設工事	(1) 一般的な建設工事
アー算定方法	ア 算定方法
工事価格算出の基礎となった次に掲げる額(①~④)の合計額とする。	工事価格算出の基礎となった次に掲げる額(①~④)の合計額とする。
ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては	ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては
9. 2/10を乗じて得た額とし、工事価格に7. 5/10を乗じて得た額に満たない場合	9. 2/10を乗じて得た額とし、工事価格に7. 5/10を乗じて得た額に満たない場合
にあっては7. 5/10を乗じて得た額。	にあっては7.5/10を乗じて得た額。
① 直接工事費の額に9. 7/10を乗じて得た額	① 直接工事費の額に9.7/10を乗じて得た額
② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額	② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額
③ 現場管理費の額に9/10を乗じて得た額	③ 現場管理費の額に9/10を乗じて得た額
④ 一般管理費等の額に6. 8/ 10を乗じて得た額	④ 一般管理費等の額に5. 510を乗じて得た額
イ 特別なものについては、アにかかわらず、契約ごとに7.5/10から9.2/10	イ 特別なものについては、アにかかわらず、契約ごとに7.5/10から9.2/10
までの範囲で契約担当者の定める割合を工事価格に乗じて得た額。	までの範囲で契約担当者の定める割合を工事価格に乗じて得た額。
ウ略	ウ 略
(2) 及び(3) 略	(2)及び(3) 略
2 電気通信設備工事	2 電気通信設備工事
(1) 一般工事の算定法	(1) 一般工事の算定法
工事価格算出の基礎となった次に掲げる額(①~⑤)の合計額とする。	工事価格算出の基礎となった次に掲げる額(①~⑤)の合計額とする。
ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/	ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/
10を乗じて得た額とし、工事価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては	10を乗じて得た額とし、工事価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては

7. 5/10を乗じて得た額。

7. 5/10を乗じて得た額。

低入札価格調査制度事務処理要領 新旧対照表

新(改正後:令和4年8月1日適用)	旧(改正前)
① 直接工事費の額こ9. 7/10を乗じて得た額	① 直接工事費の額に9. 7/10を乗じて得た額
② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額	② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額
③ 現場管理費と機器間接費の額の和に9/10を乗じて得た額	③ 現場管理費と機器間接費の額の和に9/10を乗じて得た額
④ 一般管理費の額に6.8/10を乗じて得た額	④ 一般管理費の額に5. 5/10を乗じて得た額
⑤ 機器費の額に9. 2/ 10を乗じて得た額	⑤ 機器費の額に9.07/10を乗じて得た額
(2) 鉄塔・反射板工事の算定法	(2) 鉄塔・反射板工事の算定法
工事価格算出の基礎となった次に掲げる額(①~⑤)の合計額とする。	工事価格算出の基礎となった次に掲げる額(①~⑤)の合計額とする。
ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/	ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/
10を乗じて得た額とし、工事価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては	10を乗じて得た額とし、工事価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては
7. 5/10を乗じて得た額。	7. 5/10を乗じて得た額。
① 工場塗装費と直接工事費の額の和に9.7/10を乗じて得た額	① 工場塗装費と直接工事費の額の和に9.7/10を乗じて得た額
② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額	② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額
③ 現場管理費の額に9/10を乗じて得た額	③ 現場管理費の額に9/10を乗じて得た額
④ 一般管理費の額に6. 8/10を乗じて得た額	④ 一般管理費の額に5. 5/ 10を乗じて得た額
⑤ 鉄塔製作費の額こ9. 42/10を乗じて得た額	⑤ 鉄塔製作費の額こ9. 42/10を乗じて得た額
本要領は、令和4年7月21日から施行し、令和4年8月1日に入札公告する対象工事から適	
用する。	